

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和2年6月29日

大阪府知事様

住 所 大阪府貝塚市堀3丁目10番20号

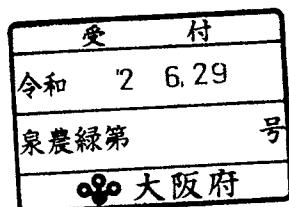
提出者

氏 名 市立貝塚病院

貝塚市病院事業管

(法人にあっては、名称及

電話番号 072-422-5865



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	市立貝塚病院
事 業 場 の 所 在 地	大阪府貝塚市堀3丁目10番20号
計 画 期 間	2020年4月1日から2021年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事 業 の 種 類	83 : 病院
② 事 業 の 規 模	249床
③ 従 業 員 数	577人(令和元年4月1日 パート等含む)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	医療行為に伴って発生 ⇒感染性廃棄物の判断フローに基づいて感染性廃棄物と判断できるものを感染性廃棄物専用容器に入れて保管 ⇒収集・運搬・処理委託

(日本産業規格 A列4番)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- ・別紙のとおり

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	176 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	・滅菌処理できるものは、滅菌し排出抑制に努めている。		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	100 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・滅菌処理装置を使用し、引き続き排出抑制に努める。		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	・感染性廃棄物は、他の廃棄物と区分し分別保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	・引き続き分別保管する。

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
①現状	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
・実施していない。			
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
②計画	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			
・予定なし。			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
①現状	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	
(これまでに実施した取組)			
・実施していない。			
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
②計画	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	
(今後実施する予定の取組)			
・予定なし。			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

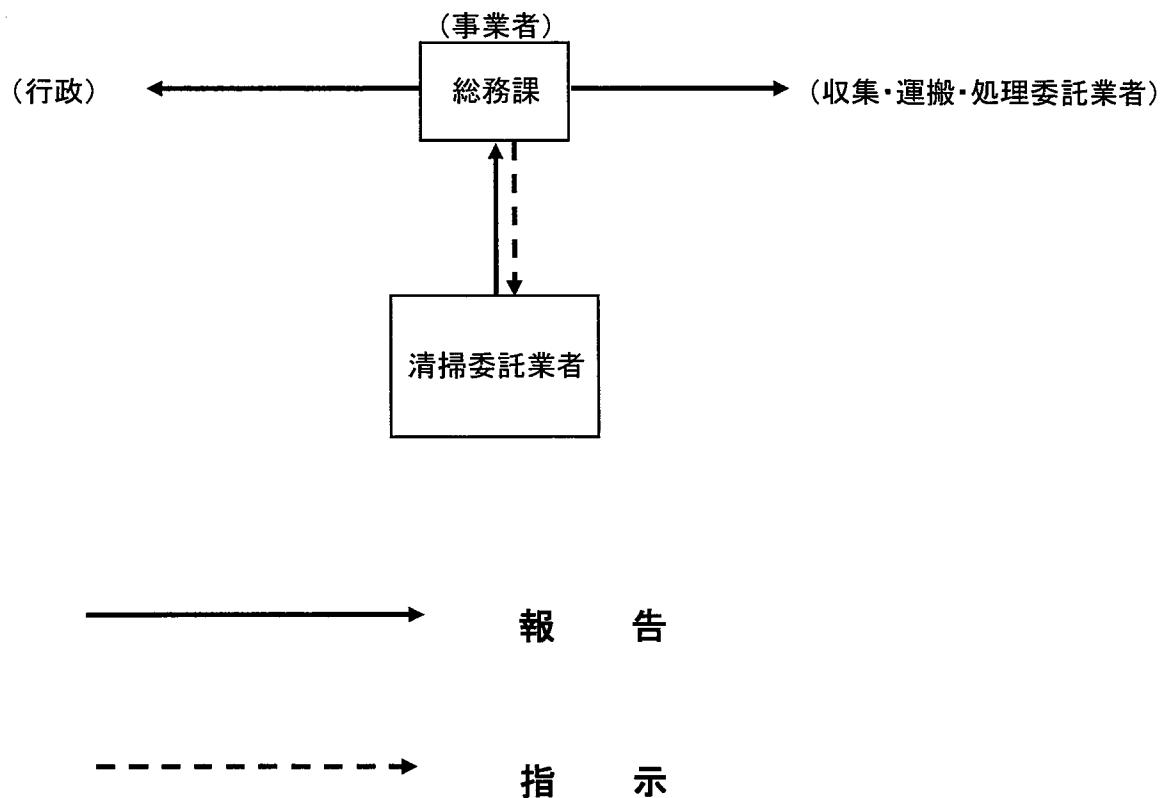
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
・実施していない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			
・予定なし。			

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	176 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	176 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
・許可証等による処理業者の許可内容確認			
・現地処理施設の確認			

		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
②計画		全処理委託量	100 t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	100 t	t
		再生利用業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可証等による処理業者の許可内容確認</li> <li>・現地処理施設の確認</li> </ul>				
電子情報処理組織の使用に関する事項		【前年度（令和元年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		- t
		(今後実施する予定の取組等) <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度より、全量電子マニフェストで対応し運用する。</li> </ul>		
※事務処理欄				

## 添付資料 管理体制図及び各部署の役割 〔管理体制図〕



### [各部署の役割]

部署	役割
A 総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成して統括的に把握管理</li> <li>・産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等</li> <li>・処理施設(事業場内・外)の定期的査察</li> <li>・行政に対する報告等</li> <li>・処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理</li> <li>・産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発</li> <li>・各部署間の調整及び指示</li> <li>・廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施</li> <li>・委託料金の支払</li> </ul>
B 清掃委託業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各現場の医療廃棄物を回収・保管</li> <li>・保管庫の管理</li> <li>・上記内容をAに報告</li> </ul>